

法の対象となる建設工事について

特定建設資材を用いた建築物やその他の工作物の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事や土木工事等で、建設工事の規模が右表に該当する工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が適用される対象建設工事となり、工事着手の日の7日前までに届出を行うとともに、分別解体等と再資源化等を実施しなければなりません。

特定建設資材

- コンクリート
- コンクリートと鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
- 木材
- アスファルト・コンクリート

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※1	請負代金の額※3 1億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額※3 500万円

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む